

議 事 録

第 1 回

東村農業委員会総会

平成31年1月28日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成31年1月28日(月) 午後1時30分～午後4時00分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（5人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

農地利用最適化推進委員（4人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也
親 泊 康 博	奥 本 弘 幸
外 間 一 功	

4. 欠席委員： 5番 喜屋武 委員
推進委員 金城 良信
5. 議事録署名委員：2番 渡邊 勉 7番 宮城 善則
6. 書 記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案：議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定について
議案第4号 現況証明願いについて

議長 ただいまより、平成 31 年第 1 回東村農業委員会総会を開催致します。会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者 5 名、欠席者 1 名です。よって、本日の会議は、会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第 13 条の規定により、本日の議事録署名委員に、2 番渡邊委員と、7 番宮城委員を指名致します。

また、書記には、事務局の久高を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第 1 号から議案第 4 号までの 4 件の議案となっております。

(4 条)

議長 それでは、議案第 1 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 1 について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字宮城トバヤ原地内に農家住宅の建築を行うための転用申請であり、当該地の農地区分としては、10ha 未満の生産性の低い、小集団の農地(第 2 種農地)と判断致しました。従いまして、事務局といたしましては許可相当という意見で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 1 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 1 について、討論を省略し審議結果を許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことですので、議案第 1 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 1 について、審議結果を許可相当とすることに決定されました。

議長 次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 1 及び整理番号 2 については関連いたしますので、一括して事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字平良越地原地内において、電源開発(株)が発注した鉄塔撤去工事に伴う、資材置き場及び工事車両駐車場等として一時的に使用し、工事完了後は農地への現状復旧を行うとの事であり、従いまして事務局といたしましては許可相当という意見決定で提案致します。
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の整理番号1及び整理番号2について、討論を省略し審議結果を許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことですので、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の整理番号1及び整理番号2について、審議結果を許可相当とすることに決定されました。

(集積計画)

議長 次に、議案第3号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号1について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字平良宇出那覇原地内の農地の使用貸借設定に係るもので、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすものと判断いたしました。
従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第3号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号1について、

討論を省略し審議結果を可とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第3号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号1について、審議結果を可とすることに決定されました。

(現況証明)

議 長 次に、議案第4号、現況証明願いについての整理番号1について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字宮城トバヤ原地内の現況証明願いで、地目変更登記を行うための申請であり、申請地は農地法第2条第1項に規定される農地及び採草放牧地には該当しないと判断致しました。従いまして事務局といたしましては、宅地という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第4号、現況証明願いについての整理番号1について、討論を省略し審議結果を宅地と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしとのことでありますので、議案第4号、現況証明願いの整理番号1について、審議結果を可とすることに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第1回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。